

平成26年

第3回市議会定例会 議案第3号

函館市，亀田郡戸井町，同郡恵山町，同郡椴法華村および茅部郡南茅部町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議により定められた事項を変更する条例の制定について

函館市，亀田郡戸井町，同郡恵山町，同郡椴法華村および茅部郡南茅部町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議により定められた事項を変更する条例を次のように定める。

平成26年9月3日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市，亀田郡戸井町，同郡恵山町，同郡椴法華村および茅部郡南茅部町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議により定められた事項を変更する条例

函館市，亀田郡戸井町，同郡恵山町，同郡椴法華村および茅部郡南茅部町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議（平成16年6月25日成立。以下「協議」という。）により定められた事項の一部を次のように変更する。

協議により定められた函館市，亀田郡戸井町，同郡恵山町，同郡椴法華村および茅部郡南茅部町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する規程第3条中「平成27年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

(提案理由)

地域審議会の設置期間を延長するため